

平成31年2月8日

第20回水俣市農業委員会

第20回水俣市農業委員会

1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」

2 開催日時 平成31年2月8日

開会 9時33分

閉会 10時15分

3 出席委員

農業委員 11名

1番 元村 善二 君	2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君	4番 戸次 治夫 君
6番 森口 信二 君	7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君	10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君	12番 田畑 和雄 君
14番 中村 清治 君	

推進委員 14名

15番 向田 博 君	16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君	18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君	20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君	22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君	24番 前田 仁 君
25番 湧上 民雄 君	26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君	28番 古里 一幸 君

4 欠席委員

農業委員 3名

9番 苗床 勝美 君

推進委員 なし

5番 田上 哲人 君

13番 友田 勝久 君

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告事項(1)許可不要転用届について

報告事項(2)合意解約通知について

報告事項(3)農地転用許可後の工事完了について

議第73号 非農地証明書交付について

議第74号 非農地判定について

議第75号 農地法第3条の許可申請について

議第76号 農地法第5条の許可申請について

議第77号 農用地利用集積計画の申出について

6 農業委員会事務局

局長 宮崎 博巳

参事 鶴田 千恵美

参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第20回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は11名です。欠席農業委員は、5番田上委員、9番苗床委員、13番友田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、14番の中村委員・2番の松本委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は18番の野間委員にお願いします。

18番委員
(野間 勝君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項3点について、順次、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)許可不要転用届について、御説明いたします。議案書は、1ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。地目は、台帳、現況ともに、畑で、面積は、1,464㎡のうち、128㎡です。

転用目的として、農機具収納庫及び種苗貯蔵施設を建設される予定です。

施設概要は、農機具収納庫48㎡、種苗等栽培ビニールハウス32㎡のほか、椎茸栽培用のハウス24㎡を2棟が予定されています。

場所は、2ページに、記載しております。

次に、4ページをお願いします。

報告事項(2)合意解約通知について、御説明いたします。

番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、地目は、台帳、現況ともに、畑、面積が、766㎡のうち21㎡となっております。

解約の理由は、国による用地買収の対象となったため、合意解約するものです。

場所は、5 ページに、記載しております。

次に、6 ページをお願いします。

報告事項（3）農地転用許可後の工事の完了については、今回の会議の締切日までに完了報告書の提出が2件ございました。

表の左端の欄に記載した会議日に審議した農地法5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右端の確認日に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第73号 非農地証明書交付について、議第73号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

おはようございます。議第73号非農地証明書交付について、1番と2番について御説明いたします。

1番、申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況宅地、面積197㎡。

9ページに現地が載っております。その図の住宅に氏名がありますけども、その方と申請人は兄弟関係です。申請人の兄弟が今までこの土地の管理を行っていらっしやいました。ここは昭和42年宅地造成が済んだわけです。平成5年、地籍調査が行われましたけども、何故か地籍調査でここは畑になったそうです。申請地は宅地として使用してきましたということで、これまで農地として利用は行っていないそうです。作物を1回も作ったことはないということでした。2月5日、行政書士、不動産関係者、事務局2人、竹下委員、私の6名で現地調査を行いました。お隣の兄弟も実は3月いっぱい、子供が県外にいるので引っ越したいということで、ここ一帯は全部空いてしまうわけです。非常に広いところでした。

現地調査の結果、もうここは宅地に間違いはないということで確認してきました。

2番、申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況道路です。

隣接地は、平成元年に道路として転用されています。申請地は
何故か平成5年の地籍調査で畑となっております。面積、75
m²。

10ページをご覧ください。2月5日に現地調査を行いました。
事務局2人、竹下委員、私4人で行いました。ここはもう
間違いなく宅地の通路になっておりますので、非農地証明書を
交付してもいいんじゃないかなと思って帰ってまいりました。
よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは一緒に現地確認に行った
竹下委員のご意見を伺いたいと思います。

17番委員
(竹下正治君)

松田委員の言われたように、現況は宅地と道路になっており
ましたので、現況どおりでしたので、非農地と認めてきました。
よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。関係委員より詳しく説明がありま
したが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第73号 非農地証
明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第73号 非農地証
明書交付については、農地法第2条第1項の農地に該当しない
ため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第74号 非農地判定について、議第74号を議題といた
します。

平成30年度耕作放棄地解消緊急対策事業により、本年は、
久木野、古里、石坂川、宝川内、市渡瀬、葛渡及び委員が必要
と判断した地域で非農地の調査を行いました。今回はそのうち
の葛渡、大迫地域について、非農地の判断の審議を行います。

現地調査を行った委員より説明をお願いします。

2番委員
(松本公昭君)

はい、議長

議 長

はい、2番 松本公昭委員をお願いします。

2 番委員

おはようございます。非農地判定につきまして説明したいと思えます。

昨年、年末に推進委委員の淵上さんと一緒に回りまして、その結果、ほとんど戦後の食糧難に切り開いたような山畑とかそういうのでございまして、私が子供のころ、50年60年前はいい畑だったんですが、現在は歩いてしか行けないようなところばかりでして、ほとんど杉山に変わっておいりましたので、非農地といえますか、農地に復元するのは難しいだろうということで、淵上さんと2人でそういうふうに判断してまいりました。

以上です。

3 番委員

はい、議長

議 長

はい、3 番 松田時義委員にお願いします。

3 番委員

失礼します。非農地判定について、30番から36番をお願いします。

1月25日、竹下委員と一緒に回りました。朝9時から昼2時半までかかりました。足はガクガク、腰は痛くてですね。やっと帰ってまいりました。

25ページを開けてください。ここに4筆ありますけども、こんもりとして生い茂っているところに4筆あります。26ページの中で、1筆、ここは崩壊しておりました。手の付けられない状況でした。次の1筆、谷川でもう崩れておって、大きな石がゴロゴロしていました。次の1筆、ここは持ち主に一緒に行ってもらいましたが、孟宗竹が生い茂っておって、墓石がゴロゴロしていました。平成5年の地籍調査でもこのような状態だったのに、何故か畑になっておるところでぼやいておられました。見て回りましてところ、まず農道がない、谷川の河川改修もしないといけません。急傾斜地ですので、石垣をついで崩れないようにしないとといけません。それから、この辺りは猪の住処です。ここはもう畑として復元することは不可能です。それから周りは、地図では黄色で囲ってありますが、山には黄色い線がありません。どこまでかわからないわけですね。農地への復元は難しいですので、よろしくをお願いします。後は、竹下委員が10年位ずっと回っていらっしゃいますので、竹下委員の方で補足説明をお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

17 番委員

はい、議長

議 長

はい、17番 竹下委員

17番委員

簡単に説明をいたしますが、30番の方は、お母さんが3年前に1人でこの地区におられたんですが、所有者は県外の方に、もう1人の子供も県外の方におられて、もう空き家になっておりましたので、こちらには誰もいなくて、みかん山をされていたんですけど、みかんももう枯れて、後檜を植えてありました。半分位。そこももう全然管理されてなくて、先程言われましたように農道もなくて、市道からちょっと遠いもんですから、もう行かれなくなっている状態でした。木ももう30年生位ですね。31番、昔木を切った後に開いて木場にしていたもんですから、ここは畑地としてあったと思います。そこにはもう杉を植えておりましたので、3筆とも、もう40年か50年位の杉山です。32番も同様に木場を開いておられたところに、杉を植えてあります。33番のところは、昔の家がありまして、そこはもう30年以上空き家になっております。その裏山の傾斜地に竹が生えている状態で、耕作して畑にするようなところではありません。34番は、孟宗竹が昔から生えておりまして、今筍栽培をそこでちょっとやっておられます。35番は、34番の家のすぐ近くですけども、ここも孟宗竹と真竹が生えております。36番は、先程34番のところと一緒にところですが、ここも杉をきちんと植えてしまっております。ここも30年生位です。そういうような状況でした。よろしく申し上げます。

25番委員
(淵上民雄君)

はい、議長

議 長

はい、25番 淵上委員

25番委員

後継者というか、管理する方が亡くなっておられたり、これ以上開拓して農地にするのは難しいような土地であり、農道もありませんので、機械も使用することができませんので、そういうところは非農地として判断してきました。

議 長

ありがとうございました。関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第74号 非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第74号 非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

次に移ります。

議第75号 農地法第3条の許可申請について、議第75号を議題といたします。

なお、担当の田上委員が本日は欠席ですので、私が代わって説明いたします。

議 長

議第75号農地法3条の許可申請について、番号1、譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積、2筆合計3,736㎡です。

場所は29ページをご覧ください。私もこの土地には初めて行ってみましたが、途中は荒廃地が多かったですが、申請地の横は譲受人の父が現在デコポンを植えておられ、いいみかん園でございました。今回の申請地の1筆は、そのみかん園の隣接地でございます。現地を見てみますと耕作放棄地で、大体Aランクに該当するようなところでしたが、今後伐採され、開墾して、みかんを植えるということでした。もう1筆は農道がありませんでした。ここも耕作放棄地でAランクに該当するような土地でございました。この横に櫨の木がありまして、植樹された櫨の木でございました。譲受人はここを切り開いて櫨の木を植えようかというふうな話をされておりました。譲受人は一家で頑張っておられます。2月5日に、私と田上委員、前島委員、譲受人の方と事務局で現地調査を行ってまいりました。

よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

20番委員
(溝口幸一君)

はい、議長

議 長

はい、20番 溝口委員

20番委員

本件は、譲渡人から何とかならないかという相談を受けて、事務局に話して、譲受人を紹介してお互いにそういう話をしたんじゃないかと。譲渡人からもう耕作できる状態じゃないので、本当は農地バンクに貸すかどうかというのを相談を初めは受けたんですけども、買ってくれたらそれが1番いいということだったのでこういうことになったんじゃないかなと。一応話し合いが譲受人と上手くいっているという報告だけは聞いていました。私

からもそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があればお願ひします。

(補足説明なし)

議 長

只今説明したとおりですが、御質疑、御意見はございませぬか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第75号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第75号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第76号 農地法第5条の許可申請について、議第76号を議題といたします。

関係委員の説明をお願ひします。

8番委員
(山澤親徳君)

はい、議長

議 長

はい、8番 山澤親徳委員にお願ひします。

8番委員

おはようございます。議第76号農地法第5条の許可申請について、番号1番、2番について説明いたします。議案書31ページをご覧ください。

1番、譲渡人は、記載のとおりでございます。譲受人は、記載のとおりでございます。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑ですが、現在耕作放棄地でございます。面積、846㎡です。

転用理由につきましては、申請地は、太陽光発電事業を推進する上では一段のまとまった面積を確保できるため、譲受けて太陽光発電設備を設置するもの。第2種農地、所有権移転でございます。

施設の概要につきましては、記載のとおりです。

資金計画は、記載のとおりとなっております。

土地利用計画図は33ページをご覧ください。2月5日に事

務局2名、行政書士、推進委員の下鶴信雄さん、私の5名で現地調査を行いました。申請地は32ページをご覧ください。周囲の方は水田と畑となっておりますが、太陽光パネルを設置しても問題は発生しないと判断しました。排水設備につきましても、市道の北側の排水溝を利用して近くの小川へ流すということでした。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、太陽光発電設備を設置しても問題ないと判断しましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。

次に2番、譲渡人は、記載のとおりでございます。譲受人は1番と同じでございます。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑ですが、ここも耕作放棄地となっております。面積は、1,249㎡となっております。

転用理由につきましては、1番と同じです。第2種農地、所有権移転です。

施設概要につきましては、記載のとおりです。

資金計画につきましては、記載のとおりでございます。

土地利用計画図につきましては、34ページをご覧ください。2月5日に事務局2名、行政書士、推進委員の下鶴信雄さん、私の5名で現地調査を行いました。申請地は32ページをご覧ください。1番の近くです。東側に3軒程ありますが、これは譲渡人所有の空き家となっております。申請地の周辺の状況につきましては、水田と畑となっておりますので、太陽光パネルを設置しても問題は発生しないと判断しました。排水設備につきましては、申請地のすぐ下に小川があります。ここを広げて排水するというところでございます。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、太陽光発電設備を設置しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第76号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろし

いですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第76号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第77号 農用地利用集積計画の申出について、議第77号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員

おはようございます。今日は苗床委員がお休みですので代わって説明いたします。議第77号農用地利用集積計画の申出の利用権再設定の1番について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田です。面積、1,633㎡。始期終期は2019年3月1日から2024年2月29日まで、期間5年間、利用目的は水稻、借賃、無償です。利用権の種類、使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。経営面積が、記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。

申請地は37ページをご覧ください。ここは5年前から借りて水稻を作っておられます。借人は、経営は水稻と裏作で玉葱を作っておられます。去年勤めを辞められて、本格的に玉葱とかを耕作されるようです。他の農地の方もちょっと荒れていたんですけど、最近開いて一生懸命頑張っておられます。

従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第77号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第77号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第20回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員